

高梁市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

改定の背景

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。

今般の高梁市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を始めとする法改正等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

なお、市行動計画の改定に当たっては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）に基づき作成し、対策の整合性を図ります。

計画の位置づけと見直し

国は、感染症法上の基本指針等の見直し状況や整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画を見直し、必要に応じて改定する予定です。

政府行動計画

特措法第6条



県行動計画

特措法第7条



市行動計画

特措法第8条

それに伴い、県行動計画の見直しが行われた場合、市は、これに合わせて市行動計画の見直しを行います。

主な改定内容

1. 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他幅広い呼吸器感染症をも念頭に置く。

2. 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する。

3. 対策項目の充実

これまでの6項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン接種等に応じた対策の機動的な切り替えについても明確化する。

	現行	改定
対象とする感染症	病原性の高い新型インフルエンザ等を対象	新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他幅広い呼吸器疾患を対象
時期区分	未発生期、海外発生期、国内発生早期。国内感染期、小康期の5期	準備期、初動期、対応期の3期
対策項目	6項目 ① 実施体制 ② 情報提供・共有 ③ 予防・まん延防止 ④ 予防接種 ⑤ 医療 ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保	7項目 ① 実施体制 ② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

計画の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策7項目の概要

対策項目	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	・市行動計画等の作成、体制整備・強化 ・DXの推進（テレワーク、オンライン等の活用、情報収集のDX化）	・国及び県が対策本部を設置した場合、市対策本部設置の検討	・緊急事態宣言の場合、市対策本部の設置
② 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	・各種媒体の活用による市民への情報提供 ・偏見・差別等に関する啓発	・感染症の特性、発生状況及び感染防止対策等の必要な情報提供・共有 ・国からの要請によるコールセンター設置	・必要な情報提供・共有の継続 ・コールセンター設置の継続
③ まん延防止	・基本的な感染対策（換気、マスク着用、手洗い、人混みを避ける等）の普及	・業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備	・県の取組状況を踏まえた感染症対策の普及 ・必要に応じ、施設や行事等へ感染拡大防止対策の要請
④ ワクチン	・ワクチン接種に必要な資材の確保 ・特定接種・住民接種体制構築の準備	・特定接種・住民接種体制の構築	・ワクチン及び必要な資材の供給の調整
⑤ 保健	・保健所、医師会等との連携体制の構築	・保健所、医師会等との連携体制の強化 ・市民向けの相談体制の整備	・県が実施する健康観察や生活支援等に対する協力 ・市民向けの相談体制の強化
⑥ 物資	・感染症対策物資等の準備	・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認・供給	・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認・供給
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保	・国、県と連携した感染症発生時の支援実施に係る手続等仕組みの整備 ・感染症対策物資等の備蓄 ・市民、事業者へ生活必需品等の備蓄の推奨	・国、県からの要請があった場合は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備	・まん延防止に関する措置で生じ得る心身への影響を考慮した必要な施策の実施 ・国、県と連携した市民生活及び市民経済安定確保のための必要な支援の実施